

まちの
少子化対策①

医療費助成制度の拡充！

中学生生徒の入院費助成開始！

●入院は中学校卒業時まで対象に

町では、子どもを産み育てやすい環境づくりを目指し、子育て世代の経済的な負担の軽減を図るため乳幼児・児童の医療費助成の対象年齢を拡大することにしました。今年度から入院時の医療費負担の助成対象が中学校卒業時まで対象となります。

(ただし、重度心身障害児・母子家庭・父子家庭において福祉医療費助成制度該当の方は除きます。)

■助成の方法

県内外を問わず医療機関で診療を受けても、一旦、医療機関にて自己負担分を支払い、翌月以降に支給申請書にて役場へ申請すると払い戻しされます。(受給者証の交付はありません。)

■申請に必要なもの

- ・保険点数が確認できる医療機関などの領収書
- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・口座番号が確認できるもの(通帳など)
- ・高額療養費支給決定通知書(支給を受けた人のみ)
- ・附加給付金支給決定通知書(支給を受けた人のみ)

■適用日 平成19年4月1日診療分より

揖斐川町での医療費助成の対象者と自己負担額

対象年齢	通院・入院の区別	自己負担額
0歳～小学校卒業まで	通院	無料
	入院	
中学校入学～中学校卒業まで	入院	無料

◎入院時の食事代、室料等の保険適用外の費用は助成の対象となりませんので、ご了承ください。

TEL 22・2111
【お問い合わせ先】住民課

まちの
少子化対策②

すこやかベビー
祝い金事業

町では、次世代育成、児童の健全な育成を図るため、次の方に対して「すこやかベビー祝い金」を贈っています。

■対象者

町内に6ヶ月以上住所登録があり、平成18年4月1日以降に出生され、出産後引き続き1年以上居住すると見込まれる方。

■祝い金額

5万円(出産子1人につき)

【お問い合わせ先】子育て支援課

TEL 22・2111

まちの
少子化対策③

不妊治療に対する
支援を実施中！

この事業は、不妊治療のうち医療保険が適用されない治療費の一部を助成し、不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として実施します。

■対象者

- ① 次の全ての条件を満たす方です。
- ② 法律上婚姻している夫婦であること
- ③ 夫婦のいずれか一方または両方が揖斐川町に住所を有すること
- ④ 体外受精・顕微受精以外の治療法で

は妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方。
※所得制限はありません。

■対象となる治療

体外受精および顕微授精(夫婦以外の人からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母、借り腹は助成の対象外です)

■助成額および助成期間

1年度(4月1日～翌年3月31日)あたり10万円を上限として、通算して5年間まで助成を受けることができます。

○岐阜県の「特定不妊治療費助成事業」を受けた方についても、助成金額10万円を超えた分の治療費を助成できます。

(例：4月～翌年3月までの治療費全額30万円の場合)

0円	10万円	20万円	30万円～
岐阜県に申請し 助成金をもらう	町に申請し 助成金をもらう		自費

岐阜県の不妊治療費助成事業への申請を優先してください

TEL 23・1511
【お問い合わせ先】健康増進課